

第 54 回公害紛争処理関係ブロック会議 第 48 回公害苦情相談員等ブロック会議

公害等調整委員会事務局

【1. 概要】

公害等調整委員会では、公害紛争処理や公害苦情相談の動向等について情報交換を行うとともに、事務の円滑な促進等に資することを目的として、毎年度、全国を6つに分けたブロックごとに会議を開催しています。

令和5年度は、都道府県職員が参加する「第54回公害紛争処理関係ブロック会議」と市町村職員*が参加する「第48回公害苦情相談員等ブロック会議」を次のように開催し、多数の方にお集まりいただきました。

ブロック	開催地	日程
北海道・東北	北海道札幌市	11月17日
関東・甲信越・静岡	静岡県静岡市	11月30日・12月1日※
東海・北陸	福井県福井市	10月13日
近畿	奈良県奈良市	11月2日
中国・四国	香川県高松市	10月27日
九州・沖縄	宮崎県宮崎市	10月17日・18日※

※2日目は「第48回公害苦情相談員等ブロック会議」のみ

それぞれの会議は、開催地となった道県・市のご協力を得て運営されており、ブロックごとの創意工夫により、各自治体の公害紛争処理や

公害苦情相談の担当職員のニーズを踏まえ、スキルアップや自治体間の情報共有、連携が図られるようなプログラムとなっています。



北海道・東北ブロック（北海道札幌市於）



関東・甲信越・静岡ブロック（静岡県静岡市於）

* 原則として、人口5万人以上（関東・甲信越・静岡ブロックは人口10万人以上）の市職員が対象。各ブロックの判断により、人口5万人未満（関東・甲信越・静岡ブロックは人口10万人未満）の市町村職員を対象とすることもできる。

【2. 第54回公害紛争処理関係ブロック会議】

「第54回公害紛争処理関係ブロック会議」では、主に公害紛争処理に関する事例紹介と意見交換が行われました。発言の一部をご紹介します。

<制度>

- 公害紛争処理制度は裁判手続を経ずに紛争を解決できること、司法が解決できない案件に対応できる場合があることから有用な制度だと考える。
- 公害紛争処理制度は、裁判外の紛争解決手段の一つであることから、民事紛争などの知識を有する職員が事務局を担うことが、円滑に進めるために必要かと思う。
- 公害苦情相談の実績はあるが、平成30年以降に公害紛争処理制度の利用がなく、市町村との連携が低調になっている。
- 公害紛争処理制度・公害審査会の利用が少ないのは、県から市町村に内容を周知していないことも要因かと思う。
- 市町村の窓口で公害に該当しない相談を受けるなど、公害紛争処理制度の濫用になりかねない事例もあった。

<市町村>

- 公害苦情相談を受けなければならないことを理解していない市があり、やむを得ず県が対応することがあった。
- 公害審査会の制度について市から研修の要望があり、平成30年度より研修を行っている。

<オンライン>

- 申請受付のオンライン化を既に実施しているが、直接県庁に伺い相談した上で申請したいという方が多く、現在、オンラインの申請実績はない。
- WEB会議方式の期日を検討しており、公害等調整委員会ホームページに掲載されている事務処理要領や手引を参考に、県としてどうすべきか考えているところ。また、福島県が当該規則の整備を既に行っているとのことなので、参考にしようと思っている。

<その他>

- 期日当日の朝に、調停委員のうち1名から急遽欠席の連絡を受けたため、他の調停委員2名で「当事者ヒアリング」と位置づけて開催したことがあった。

- 明確にルール化されている規定はないが、申請人を希望する方に対して、行政が第何条に基づく勧告を被申請人に出してくれないかという指示を促す請求内容をご遠慮いただいている。
- 現状、騒音の測定は市町村の事務になっていることから、県として規制のかかる騒音を測れるスキルを持った者がいない。県は自動車騒音の常時監視のみ行っており、測定器はあるが市町村への貸出用となっている。
- 市が低周波音の測定を実施しても低周波音の影響は見られない、客観的なものがなく体感調査を行っても因果関係が立証されない、という状況下で調停申請を受け付けた事例があり対応に苦慮した。



東海・北陸ブロック（福井県福井市於）



近畿ブロック（奈良県奈良市於）

【3. 第48回公害苦情相談員等ブロック会議】

「第48回公害苦情相談員等ブロック会議」では、主に公害苦情相談に関するグループワークが行われました。発言の一部をご紹介します。

<事例>

- 今年度は、騒音や悪臭の苦情で職員が現地確認しても、音や臭気を確認できない事案が多く発生していて、対応に苦慮している。
- 工業専用地域の端に位置する工場からの騒音や振動について、道路一本挟んだ準工業地域に住む方からの苦情対応に困っている。
- 騒音の発生源側が、条例の対象施設であることを知らず、規制基準を全く考慮せずに室外機を設置してしまった。
- 悪臭の規制外地域から市街地に流れてくる堆肥の強い臭いについて、対応に困っている。規制外地域のため当事者にはお願いベースでしか要請できない。

- 小規模事業者に臭気測定の結果に基づく改善勧告をしてしまうと、潰してしまうような結果になりかねない点を懸念している。
- 特定住民からカスタマーハラスメントに該当する苦情申立てが2年近く続いており、担当職員に多大な負担感を与えている。

<対応>

- 深夜の騒音だと、職員が現場確認等できない。深夜の騒音は110番してもらって構わないと警察から言ってもらえたので、苦情者へも伝えている。
- 建設工事の騒音対策として、トラックに板をつけて、工事現場の前に置くことで騒音を和らげたというケースがあった。
- コインランドリーからの悪臭対策として、自動投入される洗剤・柔軟剤を無香タイプへ切り替えた。
- 苦情の発生源が隣市の事業所だったので、隣市と共同で立入や指導を行った。

<その他>

- 騒音への苦情者が匿名を貫きたいという要望で、どこに居住しているかも伝えてほしくないとのことだった。発生源側に対して防音対策を提案するに当たって、効果的な対策を提案するのが難しかった。
- 臭気測定の予算が少なく、ノウハウを持つ職員もほぼいないので、臭気測定を実施できていない。
- 公害等の発生や被害が認められない苦情について、人的リソースも限られる中でどこまで対応すべきか検討している。



中国・四国ブロック（香川県高松市於）



九州・沖縄ブロック（宮崎県宮崎市於）

【4. 終わりに】

今回の参加者アンケートでは、ブロック会議全般について、「満足」「やや満足」と回答した方が合計 85.4%となりました。また、業務に役立つ内容であったかについて、「役立った」「どちらかと言えば役立った」と回答した方が合計 97.0%となりました。

このような高評価をいただけたのは、開催地となった道県・市のご協力によるところが大きいです。改めて御礼申し上げます。

次回のブロック会議は、令和6年10月から11月にかけて開催予定です。今後とも実り多い会議となるよう努めてまいりますので、自治体の皆様におかれましては、ぜひご参加ください。

公害等調整委員会ホームページ内の以下のページでは、公害紛争処理や公害苦情相談の業務に携わる地方公共団体の皆様への情報提供を行っています。ブロック会議の予定や機関誌「ちょうせい」等についても随時更新していますので、ぜひご活用ください。

「地方公共団体の皆様へ」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html

